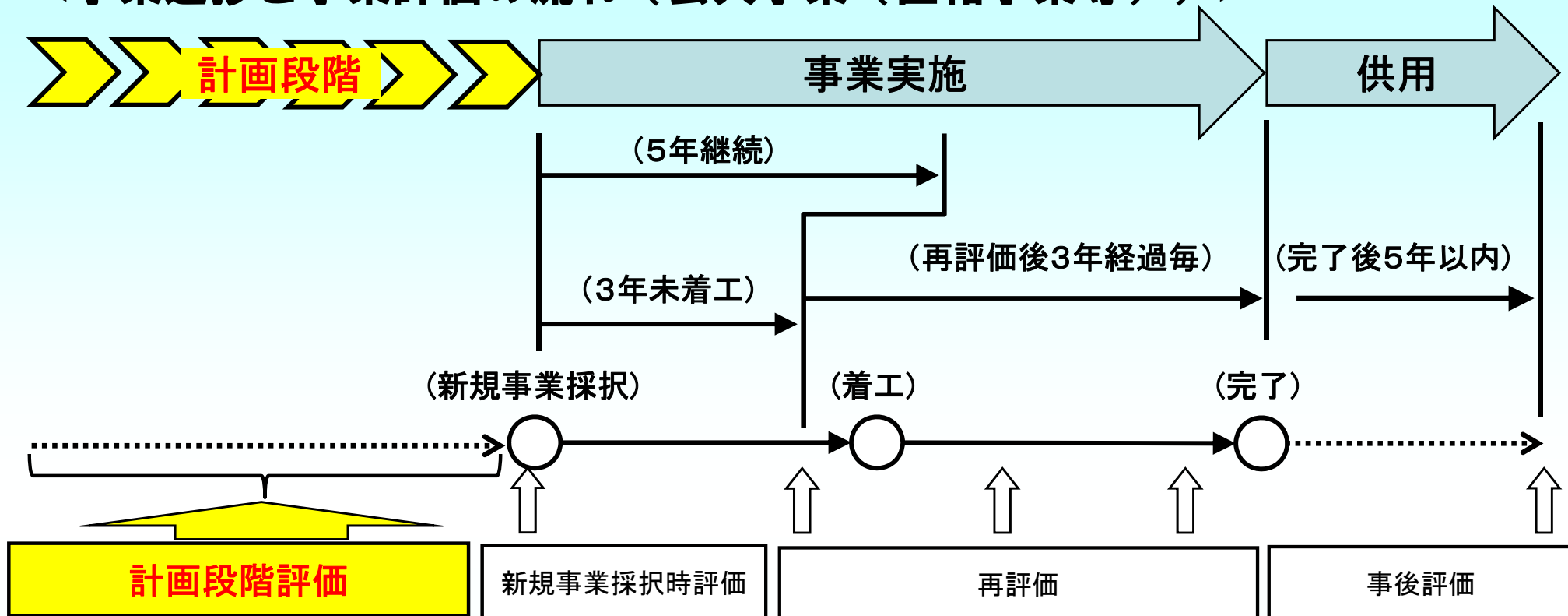


< 事業進捗と事業評価の流れ（公共事業（直轄事業等）） >



【計画段階評価】

新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

【新規事業採択時評価】

新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

【再評価】

事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。

【完了後の事後評価】

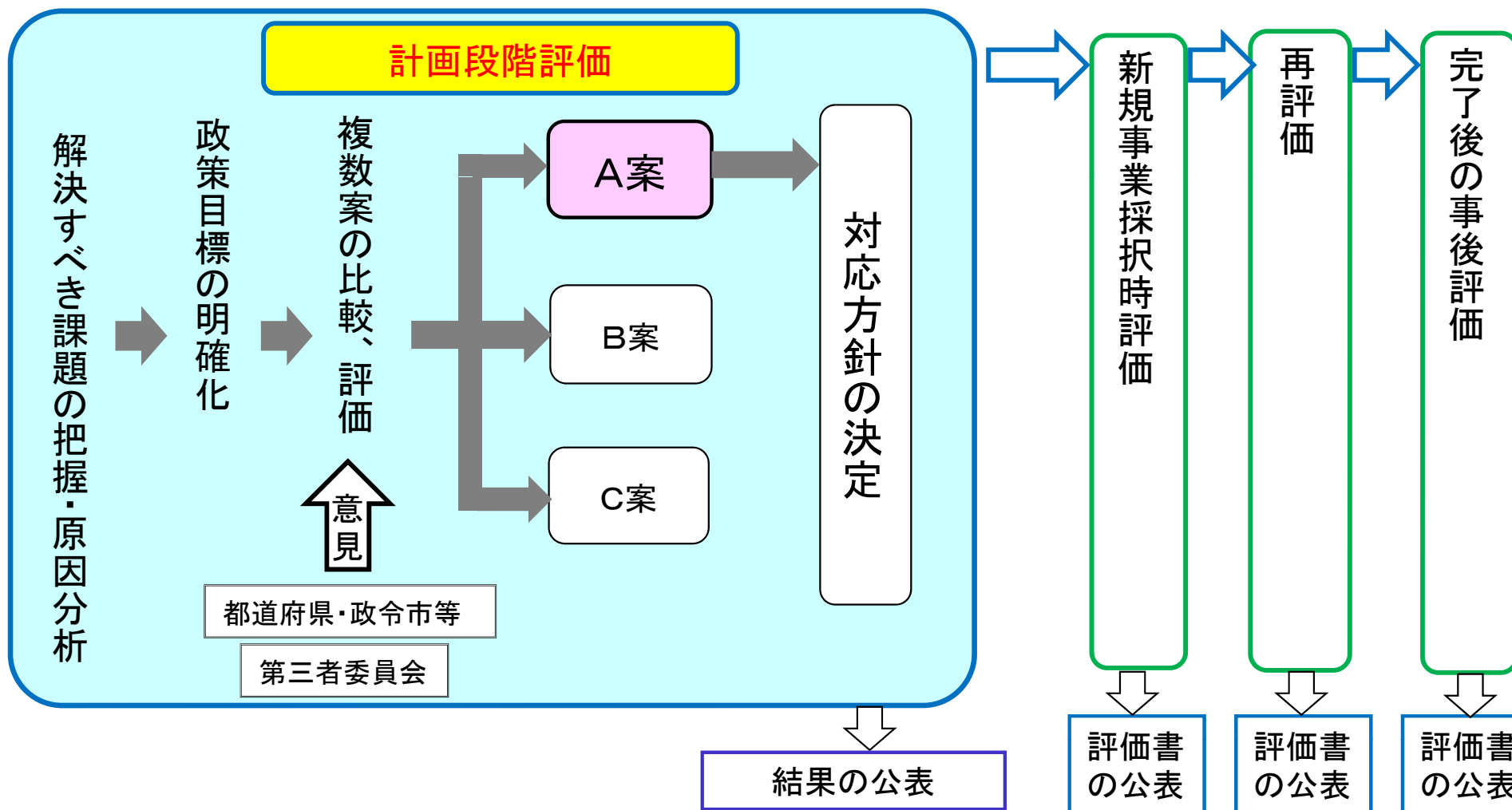
事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

- 地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施
- 事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

事業評価の流れ



計画段階評価の試行の実施について

	試行箇所	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
河川	どきがわ 土器川【香川県】	●	● → ● (土器川流域学識者会議(4回開催:H22.11.12~))	● (試行結果の中間報告 H24.3.21) → ● (試行結果の公表 H24.10.18)	
	北海道横断自動車道 (くろまつない よいち) 【北海道】	●	● → ● (北海道地方小委員会(5回開催:H22.12.14~H23.12.6))		
	日本海沿岸東北自動車道 (ふたつ いしらかみ) (二ツ井白神~あきた北空港) 【秋田県】	●	● → ● (東北地方小委員会、事業評価部会(4回開催:H22.12.16~H23.8.25、H23.11.16))	● (試行結果の公表 H23.11.16) → ● (試行結果の公表 H24.1.30)	
	中部横断自動車道 (ながさか) (長坂JCT~八千穂) 【山梨県・長野県】	●	● → ● (関東地方小委員会(6回開催:H22.12.2~))		
	日本海沿岸東北自動車道 (ゆざ きさかた) (遊佐~象潟) 【山形県・秋田県】		● → ● (東北地方小委員会(3回開催:H23.9.21~H24.1.19))		
	日本海沿岸東北自動車道 (あさひ あつみ) (朝日~温海) 【新潟県・山形県】		● → ● (東北・北陸地方合同小委員会・WG(4回開催:H23.9.15~H24.1.23))		
	東北中央自動車道 (りょうぜん) (福島~霊山) 【福島県】		● → ● (東北地方小委員会(3回開催:H23.8.25~H23.12.21))		
	近畿自動車道紀勢線 (しんぐう おおとまり) (新宮~大泊) 【三重県・和歌山県】			● (試行着手 H24.6.11) → ● (中部・近畿地方合同小委員会・WG(3回開催:H24.6.11~H24.8.3))	
	近畿自動車道紀勢線 (すさみ たいじ) (すさみ~太地) 【和歌山県】			● (試行着手 H24.6.11) → ● (近畿地方小委員会・WG(3回開催:H24.6.11~H24.8.1))	
	山陰自動車道 (ふくみつ こうつ) (福光~江津) 【島根県】			● (試行着手 H24.9.20) → ● (中国地方小委員会(1回開催:H24.9.20~))	
	三遠南信自動車道 (みさくほきた さくま) (水窪北~佐久間) 【静岡県】			● (試行着手 H24.9.25) → ● (中部地方小委員会(1回開催:H24.9.25~))	
	港湾	いばらきこう 茨城港 常陸那珂港区中央ふ頭地区 国際物流ターミナル整備事業 【茨城県】	●	● → ● (試行結果の公表 H23.9.28) (港湾分科会事業評価部会(H23.9.28))	

直轄事業等において計画段階評価を適用

※: 各分科会事業評価部会において、新規事業採択時評価と併せて、計画段階評価を実施、公表
 (注) 上記以外の事業についても、新規事業採択時評価の際に、計画段階評価を併せて実施している。平成22年度28件、平成23年度34件

実施要領の策定
(施行:H24.12.14~)

○対象とする事業及び実施時期

- ・国土交通省が所管する直轄事業等のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除く事業(右表)
- ・評価の実施時期は、新規事業採択時評価の手続きの着手前までとする。

○実施手続、結果等の公表

- ・評価の実施主体は本省又は地方支分部局
- ・評価の実施主体は、評価に必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。本省は、対応方針を決定する。
- ・評価を実施した年度末もしくは新規事業採択時評価の手続きの着手前いずれか早い時期までに結果を公表する。

○評価手法の策定

- ・事業種別ごとに評価手法を策定する。

○評価の視点

- ・解決すべき課題・背景を把握し、原因を分析する。
- ・政策目標を明確化する。
- ・評価項目を設定し、複数案にて比較・評価を実施する。

<対象とする事業>

所管部局	対象とする事業
水管理・国土保全局	河川事業 ダム事業 砂防事業 地すべり対策事業
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業
道路局	新設・改築事業
港湾局	港湾整備事業
航空局	空港整備事業
都市局	都市公園事業